

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20900110	小規模水道事業施設向けの水質検査事業要件の緩和	水道法第20条	水道事業者等は水質基準確保の確認のため水質検査が義務づけられている。 水道事業者等は水質検査に必要な検査施設を設置しなくてはならないが、この水質検査の業務(分析業務)を地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者(年度内に施行予定の改正水道法では「厚生労働大臣の登録を受けた者」)に委託した場合には、この検査施設の設置義務は適用されない。	d及びe	-	今国会で成立した水道法の改正(年度内に施行予定)により、指定制度から国の裁量の余地のない形の登録制度に移行することになり、水道法に明示された登録要件を満たせばだれでも登録検査機関となることのできる。このため、水道水の検査を満足して実施できる能力があつて登録要件を満たせば、要望主体は登録機関として水道水の水質検査を実施することが可能である。 なお、検査手数料については、登録の要件とされおらず、検査機関がそれぞれ料金を設定することは可能であつて、事実誤認である。	今国会の水道法改正は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(閣議決定)に基づくもので、これまでの指定制度から国の裁量の余地のない形の登録制度に移行するものであるが、その効果の一つとして、民間の参入が促進され、競争を通じたサービス向上、民間検査ビジネスの活性化が期待できるものと考えられる。	改正水道法の施行と同時に、要望主体の指摘に関する事項、今回の水道法の趣旨のひとつである民間事業者の活発的な利用などについて、自治体などの水道事業者に周知徹底する通知の発出を含め、検討し示されたい。	d及びe	-	今国会で成立した水道法の改正(年度内に施行予定)により、指定制度から国の裁量の余地のない形の登録制度に移行することになり、水道法に明示された登録要件を満たせばだれでも登録検査機関となることのできる。このため、水道水の検査を満足して実施できる能力があつて登録要件を満たせば、要望主体は登録機関として水道水の水質検査を実施することが可能である。 また、検査手数料については、登録の要件とされおらず、検査機関がそれぞれ料金を設定することは可能であつて、事実誤認である。 なお、今般の水道法改正については、全国水道関係担当者会議(平成15年2月開催)等の場でその趣旨の周知徹底を図っているところであり、今後とも施行規則の公布等の機会を捉え施行通知等の必要な情報提供を行い、その趣旨の周知徹底を図っていくこととしている。	水道の水質検査を行う機関の指定制度が登録制度へ移行すること(平成15年度中施行)に伴い、平成15年度中に、関係者への通知の発出等を行い、徹底した周知を図ることについて見解を示されたい。	最終確認事項に対してはa(初期の要望)に関してはd及びe)	水道の水質検査を行う期間の指定制度が登録制度へ移行すること(平成15年度中施行)について、関係者への通知を発出等を行い、徹底した周知を図る。	5006	5006040	民間事業者	4	「一定規模以下の水道の水質検査を認める」。		水道の水質検査は水道法第20条3項により厚生労働大臣の指定するものが行なうこととなっているが、飲料水の水質検査を行う事業の登録事業者及び計量法第107条2号による登録を受けた事業者は水道法第4条2項の規定に基づき定められた水質基準に関する省令の各項目を十分に満足する検査を行う能力、検査に必要な機械器具、設備、資格者を併せ有しており、小規模給水人口たえば1000人以下の専用水道、簡易水道に限定した水質検査を行わせ特段の検査手数料を設定することを求める。	厚生労働省	
20900170	医薬部外品の審査センター等の判断の統一化	-	-	e	-	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターの指示の内容については、定期的に開催している担当者連絡会の他、相互の連絡を密にするなど、その都度細かい指示の整合化に努めている。さらに、平成16年4月より医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターを統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することから業務の一元化が図られることとなる。また、承認申請の進達業務を行っている都道府県において、それに付随する相談等の際に、都道府県間の意見に違いが生じることについては、都道府県担当者会議等の場を通じて、その整合化を努めている。	-	現在行なわれている各都道府県毎の製造許可に関する判断基準の整合性を取るためマニュアル化することやガイドラインの作成について具体的に検討し、その時期についても示されたい。	a	-	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターの指示の内容については、定期的に開催している担当者連絡会の他、相互の連絡を密にするなど、その都度細かい指示の整合化に努めている。さらに、平成16年4月より医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターを統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することから業務の一元化が図られることとなる。また、承認後の品目毎の許可に関する権限は都道府県知事に委任されているが、都道府県間の許可に関する判断に差異が生じないよう、Q&Aの整備及び都道府県の担当者の連絡会議を行い、対応を行っているところであり、今後、より徹底してQ&A等の周知をしていくこととする。なお、平成17年4月以降は進達業務は廃止されるものである。	医薬部外品の品目毎の許可に関する判断に都道府県間で差異が生じないよう、平成15年度中にQ&A等により取り扱いを周知することについて見解を示されたい。	a	-	医薬部外品の品目毎の許可に関する判断に都道府県間で差異が生じないよう、平成15年度中にQ&A等により取り扱いを周知することについて見解を示されたい。	5007	5007084	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化	厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900200	アウトソーシング事業・機能分社における第二種衛生管理者選任要件の緩和	労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、その事業場に専属の衛生管理者を選任しなければならない。	C		事業場における安全衛生管理は事業者の責任であり、労働安全衛生法では、事業者が事業場に専属の者(=当該事業場に雇用された者)を衛生管理者として選任し、衛生に関する技術的事項を管理させなければならないこととしている。安全衛生管理に責任を有する事業者が、衛生管理者に対して直接指揮命令を行い、その業務を遂行させる必要があるが、請負契約の場合、業務委託会社の労働者に直接指揮命令をすることはできないことから、これを衛生管理者とすることは適当ではない。さらに、契約形態にかかわらず、衛生管理者がその職務を適切かつ円滑に遂行するためには、現場の実情や作業方法を踏まえた効果的な対策が実施できるよう、衛生管理者が当該事業場の業務実態と過重労働等労働者の健康に影響する様々な要因を知悉していることが必要である。このようなことから、御要望にお応えすることは困難である。			C	衛生管理の最終責任は事業者にあるため、衛生管理者は事業者から直接指揮命令を受けるとともに、労働者に対して直接指揮命令をする関係になければならない。そして、衛生管理者は、こうした指揮命令系統の下で、責任や事業場の実態に係る知識等を踏まえた適切な配慮をしなければならぬため、事業者が直接雇用されている者に限っているものである。一方、衛生管理者のアウトソーシングを認めるとすると、その者はアウトソーシング会社の指揮命令を受けるとは排除できないため、直接雇用されている衛生管理者が行うように事業者の意を十分に受けた円滑な衛生管理業務を行うことができなくなるおそれがあるとともに、事業者もアウトソーシング会社に任せているという意識から衛生管理責任を十分に果たさなくなるおそれがある(なお、常駐すればこの点に関する担保ができるというものではない)。こうしたことから、御要望にお応えすることは困難である。	企業内分社化した場合における衛生管理者のアウトソーシング化について検討し、平成16年度中に結論を得ることについて見解を示されたい。	b	-	企業内分社化した場合における衛生管理者のアウトソーシング化の可否について検討し、平成16年度中に結論を得る。	5009	5009010	ソニー(株)	1	アウトソーシング事業・機能分社における第二種衛生管理者選任要件の緩和		労働安全衛生規則第7条に定める「専属の者」の現行の解釈「事業主と雇用関係にある社員」を、以下のように緩和するよう要望する。 当該事業場における衛生管理者の選任が第二種衛生管理者で事足りる事業場について、事業主と機能分社またはアウトソーサー(業務委託会社)との間で衛生管理者の選任及び安全衛生業務に従事させるにあたっての責任及び権限を明示した業務委託契約書を締結し、業務委託会社が第二種衛生管理者資格を有する業務委託会社の社員を選任し、当該事業所に専属で常駐、従事させることを要件に、業務委託会社の社員をも「専属の者」として解釈に加え、衛生管理者に選任することができるものとする。	厚生労働省	
z0900230	電離放射線障害防止規則におけるX線装置にかかる届出義務の簡素化	労働安全衛生法第88条、労働安全衛生規則第86条及び第88条、労働安全衛生規則別表第7(機械等の種類21)	電離放射線障害防止規則(X線装置等)を装置する等の場合には、労働者の健康障害を防止するため、労働基準監督署へ設置等の届出を求めている。	C		労働安全衛生法第88条に基づく計画届は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、有害な作業を必要とする機械等について、事業者に対し、その計画を当該工事の開始日の30日前までに届け出る義務を課しているものである。電離放射線障害防止規則により人体が受ける線量が少ない場合であっても、人体が何らかの影響を受ける可能性(確率的影響)を否定できないことから、不必要な被ばくを防止する等のため、当該計画届により、電離放射線装置による健康障害を防止するための設備の適否について審査し、必要な場合には当該計画の変更を命じるものとしているものであり、届出義務の簡素化はできない。なお、平成6年9月30日付け基発第612号「行政手続法等の施行について」において、届出が法令上の要件に適合している場合は受け付けることとされ、届出事務については申請者に過度の負担をかけないものとしているところである。			C	電離放射線装置は、テレビ、電子顕微鏡等の目的で用いられる装置で副次的にX線が発生する装置は含まれない。これは、副次的にX線が発生する量は、例えばテレビで多くて数μSv/hという微量であるのに対し、主体的にX線発生装置を用いて間接撮影や透視を行う場合には、1回当たり、約50-600μSvの被ばくが考えられているためである。要望者の主張は一般論で述べられているため、要望者が主張する具体的なX線発生装置のイメージが描けないが、主体的にX線発生装置を用いて間接撮影や透視を行うためには、遮へい構造の装置であっても、上記のような線量当量の放射線が生じているため、管理区域を設け、必要ある者以外立ち入らせないこととしており、副次的にX線が生じるテレビ等と比較して、そもそも保有する危険性が異なるものである。電離放射線により人体が受ける線量が少ない場合であっても、人体が何らかの影響を受ける可能性(確率的影響)を否定できないことから、不必要な被ばくを防止する等のため、本計画届により、放射線装置による健康障害を防止するための設備の適否について審査し、必要な場合には当該計画の変更を命じるものであり、届出義務の簡素化はできない。なお、放射線装置等の届出は、基準認証を求めているものではないことから、審査を行う上で、量や設備の構造上の基準	電離放射線装置は、テレビ、電子顕微鏡等の目的で用いられる装置で副次的にX線が発生する装置は含まれない。これは、副次的にX線が発生する量は、例えばテレビで多くて数μSv/hという微量であるのに対し、主体的にX線発生装置を用いて間接撮影や透視を行う場合には、1回当たり、約50-600μSvの被ばくが考えられているためである。要望者の主張は一般論で述べられているため、要望者が主張する具体的なX線発生装置のイメージが描けないが、主体的にX線発生装置を用いて間接撮影や透視を行うためには、遮へい構造の装置であっても、上記のような線量当量の放射線が生じているため、管理区域を設け、必要ある者以外立ち入らせないこととしており、副次的にX線が生じるテレビ等と比較して、そもそも保有する危険性が異なるものである。電離放射線により人体が受ける線量が少ない場合であっても、人体が何らかの影響を受ける可能性(確率的影響)を否定できないことから、不必要な被ばくを防止する等のため、本計画届により、放射線装置による健康障害を防止するための設備の適否について審査し、必要な場合には当該計画の変更を命じるものであり、届出義務の簡素化はできない。なお、放射線装置等の届出は、基準認証を求めているものではないことから、審査を行う上で、量や設備の構造上の基準	要望者より、下記意見の照会があることから、この点について見解を示されたい。 走査型電子顕微鏡は、電離放射線障害防止規則(電離放射線)で想定しているサイクロトロン、ベータトロン等の「荷電粒子を加速する装置」ではないため、労働安全衛生法に基づく計画届は不要である。 通常の電子顕微鏡は、放射線の世界でいう「荷電粒子を加速する装置」ではないこと、明らかであることから、改めて、通常等の電子顕微鏡が電離放射線「荷電粒子を加速する装置」でないことを示すことは考えていない。 電離放射線第15条第1項に列挙されている放射線装置のうち第4号「放射性物質を装着している機器」については、電離放射線第2条第2項に「放射性物質」の定義が示されており、一定の濃度又は一定の数量以下の放射性物質を装着している機器については届出が不要である。なお、第1号-第3号のX線装置等放射線装置については、現在、放射線審議会において、放射線を発生する装置における規制の免除の要件について検討されている状況にあることから、その検討を待ちたいと考えている。	e	-	電離放射線障害防止規則におけるX線装置にかかる届出義務の簡素化	5009	5009070	ソニー(株)	7	電離放射線障害防止規則におけるX線装置にかかる届出義務の簡素化		電離放射線障害防止規則におけるX線装置と荷電粒子を加速する装置についてX線を発生させる又は、二次的に発生する場合、X線量によって基準を設け、X線量が少ない場合には、届出義務の簡素化を図っていただきたい。	厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市県に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900270	NPO法人の児童館経営への参入	・児童館の設置運営(平成2年8月7日厚生省発児第123号 厚生事務次官通知) 第4大型児童館1A型児童館(2)設置及び運営の主体は、都道府県とする。ただし、経営については民法法人及び社会福祉法人に委託することができるものであること。	児童館は、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日 厚生省発児第123号 厚生事務次官通知)により、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型に種類が大別されており、大型児童館は、設置・運営主体が都道府県とされ、運営については、民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉法人に委託することができることとされている。	b		平成16年4月を目途に児童館の運営主体については、一定要件のもとにNPO法人の児童館経営への参入を可能にする方向で検討する。		・回答では「一定要件のもとに」可能とする方向で検討するとされているが、要望は児童健全育成に関し様々なノウハウを有するNPO法人の活用による施設の活性化を目指すものであり、このようなNPO法人の参入が可能となるよう、更に具体的な対応策を示されたい。	b	本事業の会計区分を明確にするなどの一定要件について検討することとしている。	株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体にかかる制限については、平成16年4月より、大型児童館A型の設置を除き一定要件のもとに撤廃することについて見解を示されたい。	a		株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体にかかる制限については、平成16年4月から、大型児童館A型の設置を除き、一定要件のもとに撤廃する。	5017	5017010	宮城県	1	NPO法人の児童館経営への参入		・現在、都道府県が設置する大型児童館の設置運営は、平成2年の厚生事務次官通知により都道府県が主体となることを原則とし、例外的に民法法人及び社会福祉法人への経営委託を認めている。本通知を改正し、NPO法人の児童館経営への参入を可能にするよう要望する。	厚生労働省	
z0900410	技能検定の受験資格要件の緩和	職業能力開発促進法第45条 職業能力開発促進法施行規則第64条から第64条の7	技能検定を受検できる者として、準則訓練を修了した者、一定の期間の実務経験を有する者、これらに準ずる者を法令により規定しているところである。	a		近年の技術の進展に伴い、技能の質、内容に変化が生じていること、一定の技能を習得するまでの期間が全体的に短縮傾向にあること等を踏まえ、受験資格について実務経験年数を短縮することを検討しており、遅くとも平成16年度中に措置することとする。		速やかに実施いただくとともに、実施時期について具体的に示されたい。	a	近年の技術の進展に伴い、技能の質、内容に変化が生じていること、一定の技能を習得するまでの期間が全体的に短縮傾向にあること等を踏まえ、受験資格について実務経験年数を短縮することを検討しており、平成15年度中に結論を得て、平成16年度に措置することとする。	技能検定の受験資格に必要な実務経験年数について、技能検定の等級及び受験対象者の学歴等に応じて短縮することについて検討し、結論を得て、平成15年度中に実施されたい。	a		技能検定の受験資格に必要な実務経験年数について、1級技能検定受験資格者のうち実務経験のみの方については、12年から7年にするなど、技能検定の等級及び受験対象者の学歴等に応じて短縮し、16年度中に実施する。	5076	5076010	愛知県	1	技能検定の受験資格の要件を緩和し、技能検定制度の普及を図る。		技能検定を受検するに当たっては受験資格が定められており、等級ごとに実務経験、職業訓練の終了等の条件が定められている。可能な職種について、必要とする実務経験年数の短縮を図っていただきたい。	厚生労働省	
z0900470	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の業務兼任等の容認	労働者派遣事業関係業務取扱要領第4条 一般労働者派遣事業(6)許可要件-許可基準	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の許可要件として、派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、両事業に直接たずさわる職員が両事業の業務を兼任するものではないこと等組織が明確に区分されていることが必要である。なお、過去3年間、労働者派遣法に違反する行為を行うことなく労働者派遣事業を行ってきた事業所又は職業安定法に違反することなく職業紹介事業を行ってきた事業所が、労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合については、平成16年12月1日までの間は、上記の要件を満たしていなくても差し支えないこととなっている。	b		一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の許可要件として、派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、両事業に直接たずさわる職員が両事業の業務を兼任するものではないこととされている要件の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)を踏まえ、平成15年度中に検討を開始し、平成16年11月末までに結論を得ることとなっている。		結論の前倒しの可否を検討し、示されたい。	b	本年秋から検討を開始し、できるだけ速やかに結論を得ることとした。	労働者派遣事業等の許可基準における派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、及び両事業に係る指揮命令系統が明確に区分され、両事業に係る直接担当職員が両事業の業務を兼任するものではないこととされている要件の在り方について検討し、結論を得て、平成16年11月末までに実施されることについて見解を示されたい。	a		労働者派遣事業等の許可基準における派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、及び両事業に係る指揮命令系統が明確に区分され、両事業に係る直接担当職員が両事業の業務を兼任するものではないこととされている要件の在り方について検討し、結論を得て、平成16年11月末までに所要の措置を講じる。	5091	5091010	東京都足立区	1	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の業務兼任等の容認		一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する事業所に属する職員が、派遣元責任者と紹介責任者を兼任できるよう要望する。	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900540	痴呆性高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制等の緩和	(ユニット数の規制について) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第159条第1項 (工業地域の規制について) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年9月19日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知) 第12の4の(7)イ	(ユニット数の規制について) 痴呆性高齢者グループホームの事業所における共同生活住居(以下、「ユニット」という。)の数は、1又は2としている。 (工業地域の規制について) 痴呆性高齢者グループホームの設置地域については、都市計画法の用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域は認めない。	C	(ユニット数の規制について) (工業地域の規制について)	グループホームは、痴呆性高齢者に居住サービスを提供するものであるが、今後のサービス体系としては、「通い」「訪問」「泊まり」「入居」といったサービスが、高齢者の心身の状況の変化に対応して切れ目なく提供されるようにすることが求められており、今後の介護保険制度全般にわたる見直しの中で、こうした小規模・多機能サービス拠点について検討していきたいと考えている。 なお、ユニット数については、痴呆性高齢者が住み慣れた地域でなじみの人たちとの関係を保ちながら生活できるようにするため、2ユニットまでとしているところである。 また、立地については、痴呆性高齢者と地域住民との交流を確保する観点から、工業地域への設置は認めないものである。		C	(工業地域の規制について)	グループホームは、痴呆性高齢者に居住サービスを提供するものであるが、今後のサービス体系としては、「通い」「訪問」「泊まり」「入居」といったサービスが、高齢者の心身の状況の変化に対応して切れ目なく提供されるようにすることが求められており、今後の介護保険制度全般にわたる見直しの中で、こうした小規模・多機能サービス拠点について検討していきたいと考えている。 なお、工業地域は、地方公共団体の長が都市計画法に基づいて、主として工業の利便を増進するため定めた地域であり、グループホームの立地は適当ではない。	痴呆性高齢者グループホームの設置に関する工業地域における設置規制については、一定の場合には緩和することについて検討し、平成15年度中に措置することについて見解を示されたい。	a	(工業地域の規制について)	痴呆性高齢者グループホームの工業地域における設置規制について、住み慣れた地域での生活の継続や地域住民との交流など適切な痴呆性高齢者ケアが確保される一定の場合には緩和することを検討し、平成15年度中に措置する。	5100	5100030	東京都	3	痴呆性高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制等の緩和		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める痴呆性高齢者グループホームのユニット数の規制や、厚生労働省通知で定める工業地域への設置規制を緩和し、地域特性を考慮した柔軟な対応を図る。	厚生労働省	
z0900590	児童館の設置及び運営主体にかかる制限の撤廃	「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日付児発第123号 厚生事務次官通知) (平成2年8月7日付児発第123号 厚生事務次官通知)	児童館は、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日 厚生省発児第123号 厚生事務次官通知)により、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型に種類が大別されており、小型児童館・児童センターの設置・運営主体は、市町村・民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉法人とされ、大型児童館は、設置・運営主体が都道府県とされ、運営については、民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉法人に委託することができることとされている。	b	b	平成16年4月を目途に児童館の設置及び運営主体については、大型児童館A型の設置を除き、制限を撤廃することとし、一定要件のもとに設置・運営ができる方向で検討する。(大型児童館A型の設置主体については、都道府県内にある小型児童館、児童センターの指導及び連絡調整等の役割を果たす必要があることから、従前どおり、都道府県が設置することとする。)		b	b	設置・運営者に社会福祉事業についての知識経験を有することなどの一定要件について検討することとしている。	株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体にかかる制限については、平成16年4月より、大型児童館A型の設置を除き一定要件のもとに撤廃することについて見解を示されたい。	a	a	株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営主体にかかる制限については、平成16年4月より、大型児童館A型の設置を除き、一定要件のもとに撤廃する。	5100	5100220	東京都	22	児童館の設置及び運営主体にかかる制限の撤廃		児童館の設置及び運営主体にかかる制限を撤廃すること。	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900610	勤労者財産形成制度の見直し(事務代行)	勤労者財産形成促進法第14条の2、同施行令第42条の3、同施行規則第25条の3	中小企業における財形制度の普及促進を図ることを目的として、厚生労働大臣の指定を受けた事業主団体については、その構成員である中小企業事業主の委託を受けて財形事務を代行することができることとしている。	b		財形事務代行の委託及び受託に関する要件緩和等の事務代行制度の改善については、労働政策審議会勤労者生活分科会等においても意見が出されたことを踏まえ、財形制度全般にわたる改善策について検討するため、本年6月6日に、同分科会に基本問題懇談会を立ち上げたところである。今後は、同懇談会の検討結果を踏まえ、財形制度全体の見直しを行うことを予定しており、その中で財形事務代行制度の見直しについても検討してまいりたい。		財形制度全般に関する基本問題懇談会における検討結果を踏まえ、財形事務代行制度の見直しについても検討することの可否について改めて検討いただきたい。	b	(又は)	現行制度の下でも、事業主の管理運営責任を前提として、事業主と財形事務に係る外注先との責任関係を明確にした上で、控除額や払込額の計算等をはじめ一定の財形事務を外注することは可能であると考えている。近年、分社化等の会社組織の再編が進み、福利厚生事務の外注が一般化している中で、御要望の趣旨を十分踏まえ、財形事務代行団体以外の者に対する財形事務の外注に係るルールを平成16年度中にお示しできるよう、努力してまいりたい。また、事務代行制度自体の見直しについては、事業主が勤労者の福利厚生のために一定の役割を負うことを前提として構築されている財形制度において、財形事務の処理の面で困難を伴うと考えられる中小企業に対する特別な支援として設けられている事務代行団体制度の意義をはじめ、財形制度が前提としている事業主の果たすべき役割についての総合的な検討を要するため、基本問題懇談会における財形制度全般の改善に係る検討の中で取り扱う必要があると考える。基本問題懇談会において、財形制度全般に係る見直しについて、中間的な見解を取りまとめた上で、早くとも平成16年夏以降になるものと考えあり、また、事務代行団体の委託及び受託に係る要件の見直しに当たっては、税務当局との調整も必要となることから、関係法令の改正等が必要となった場合に要する時間を考えると、財形事務代行制度の見直しを平成16年度までに実施することは困難である。	財形法上、事業主が金融機関等に対し行うこととされている事務の代行については、事業主の規模にかかわらず、委託することができる旨を明確化し、周知することについて検討し、結論を得て、平成15年度中に実施されたい。	a		財形法上、事業主が金融機関等に対し行うこととされている事務の代行については、事業主の規模にかかわらず、委託することができる旨を明確化し、周知することについて検討し、結論を得て、平成15年度中に実施する。	5102	5102050	(社)日本経済団体連合会	5	勤労者財産形成制度の見直し(事務代行)		財形事務代行の委託並びに受託に関する要件を緩和すべきである。委託主体については、資本金や雇用労働者数の要件(資本金3億円、常時雇用する労働者数が300人等)を外し、全ての企業が財形事務を自由に委託可能とすべきである。また、受託主体については、現行の中小企業団体関連要件を廃止し、約款等において、委託事務の処理を行うことができる旨の定めがあること、委託事務の処理については、その他の業務に係る経理と区別し、特別の勘定を設けて経理していること、委託事務処理を健全に運営するに足る経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること、等の要件を満たすものについては、事業主団体ではない法人企業にも財形事務代行の受託を認めるようにすべきである。	厚生労働省
z0900670	調剤報酬明細書の再審査請求の基準撤廃	「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」(昭和63年3月19日保発第23号)	・2000点以上の調剤報酬明細書については、審査支払機関に再審査を申し出ることができる。	c, f		調剤報酬明細書の再審査は、医療費を適正化する観点から、診療報酬明細書の審査の一環として一定の高額な調剤報酬明細書について保険者が審査支払機関に請求できるものであるが、再審査を請求できる調剤報酬明細書の点数上の基準を下げることは、審査に要する事務量、費用の負担等の問題があることから困難である。		・回答では、事務量、費用負担等の観点から困難であるとされているが、要望内容は、明らかに請求ミスと思われるものであっても再審査請求ができないことは不合理としている。診療報酬明細書と同様に審査を待たずに、2000点未満であっても点検・査定を行っている。	c, f		2000点未満の調剤報酬明細書の保険者の申し出による再審査について検討し、平成16年度中に結論を得ることについて見解を示されたい。	b		2000点未満の調剤報酬明細書の保険者の申し出による再審査については、その方策と事務費負担の在り方について検討し、平成16年度中に結論を得る。	5102	5102110	(社)日本経済団体連合会	11	調剤報酬明細書の再審査請求の基準撤廃		調剤報酬明細書については、合計点数が2000点未満である場合、社会保険診療報酬支払基金等に対して再審査請求ができない。診療報酬明細書と同様に、基準を撤廃すべきである。	厚生労働省	